

令和8年度

弁護士による 不動産法律相談会

一般消費者および本会会員にご利用いただけます

法律相談会 開催日程

〔開催時間…午前10時～午後3時〕

| | | | | | |
|------|----|---------------|------|--------------|--------------|
| 令和8年 | 4月 | 9日(木)・21日(火) | 10月 | 8日(木)・20日(火) | |
| | 5月 | 12日(火)・21日(木) | 11月 | 5日(木)・17日(火) | |
| | 6月 | 4日(木)・16日(火) | 12月 | 3日(木)・15日(火) | |
| | 7月 | 9日(木)・21日(火) | 令和9年 | 1月 | 7日(木)・19日(火) |
| | 8月 | 6日(木)・18日(火) | | 2月 | 4日(木)・16日(火) |
| | 9月 | 3日(木)・15日(火) | | 3月 | 4日(木)・16日(火) |

訴訟中及び調停中の相談については、予約申込受付できません

相談時間は **30分(無料)** となります。

要予約

※定員となり次第、受付を締切いたします。
お早めのご予約をお願いいたします。

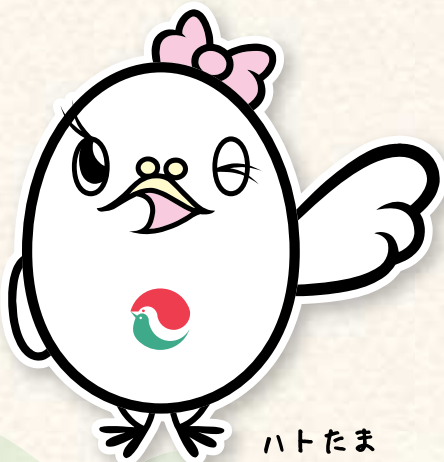
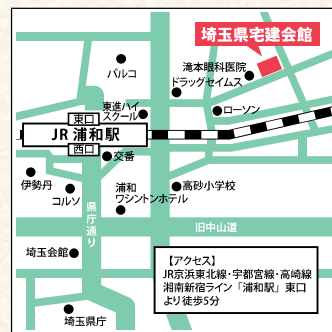
048-811-1868

ご相談会場について

事前予約の上、会場の「埼玉県宅建会館」までご来場ください。

埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15 埼玉県宅建会館 2階
<JR浦和駅より徒歩5分>

<https://www.takuken.or.jp>



ハトたま

注意事項

- 予約申込は、相談日の1ヶ月前から1区分受け付けます。なお、次回以降の予約は1ヶ月間はお受けできません。●予約をキャンセルする場合は、必ず、前日の午後3時までに電話でご連絡ください。連絡なしにキャンセルされた方は、相談を受けたものとみなし、次回以降の予約は3ヶ月間はお受けできません。●訴訟中及び調停中の相談については、予約申込を受け付けません。また、相談にも回答できません。●法令・公序良俗に反する相談については、予約申込を受け付けません。また、相談にも回答できません。●宅地建物取引業法第64条の5第1項の規定に基づく苦情を申出た相談・同法第64条の8第2項の規定に基づく認証を申出た相談については、予約申込を受け付けません。また、相談にも回答できません。●相談中の録音・撮影を一切禁じます。●交通機関の不運、本会及び弁護士のやむを得ない事情等により中止する場合があります。●理由の如何を問わず、予約した時間内で相談対応を終了させていただきます。
- 免責事項:回答の利用等については、相談者の自己責任においてご利用ください。利用によって相談者又は第三者に生じたいかなる損害についても、相談者がその全ての責任を負うものとします。

※必ずその他ご利用上のご注意事項もお読みのうえお申込ください ▶▶

その他注意事項は下記よりご確認ください。



公益
社団法人

埼玉県宅地建物取引業協会